

令和3年(2021)年度

いじめ防止基本方針



熊本県立玉名高等学校（全日制）

令和３年度改訂版

はじめに

いじめは、学校教育のみならず教育に関わるすべての者が手立てを講じて未然に防止すべきものである。その際、いじめはどの学校においても、どの子どもにも起こり得ること、状況によっては生命にも関わる重大な事象を引き起こし得ることを十分に認識しておく必要がある。

本校においては、これまでも、いじめを許さない学校・学級づくりと併せて、いじめを把握した場合には、いじめられている生徒を「必ず守り通す」という強い姿勢でその解消に向けて取り組んできた。

しかしながら、本校においても毎年数件のいじめが認知されてきた。

熊本県立玉名高等学校・玉名高等学校附属中学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）第１３条の規定に基づき、県の「いじめの防止等のための基本的な方針」以下「県の基本方針」という。）を踏まえ、本校が、家庭その他の関係者の連携の下いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

国は、「国の基本方針策定から３年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる」としている。

熊本県としても、いじめの防止等に関する県の施策や学校の施策、重大事態への対処等、県の基本方針が適切に機能しているかどうかについて、熊本県いじめ問題対策連絡協議会等の組織を用いて定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行う等、必要な措置を講じる。本校も県に倣い、定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行う等、必要な措置を講じるものとする。

第１ いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

１ いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、

いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 基本方針の内容

基本方針は、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定された、県や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものである。

また、基本方針では、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講じるべき対策の内容を具体的に記載する。

基本方針の実現のためには、学校、市町村、社会に法の意義を普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解の普及啓発や、生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上などを図り、これまで以上の意識改革の取組とその点検、その実現状況の継続的な検証の実施が必要である。

なお、より実効性の高い取組を実施するため、基本方針が、本校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すこととする。

3 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 総則第一章による）

（定義）

「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必

要がある。

ただし、このことは、いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、インターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- オ 金品をたかられる
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取る必要がある。なお、それら重大事態への対処については、別途対応マニュアルを定める。

高等学校(全日制)編

第1 取組の計画立案・検証等

- (1) 人権教育推進委員会(4月に立案し5月より具体的取組を行う)
- (2) 職員研修(5月 基本方針の確認等)
- (3) いじめ防止等対策委員会(各学期1回実施)
- (4) 生徒支援委員会(年4回 気になる生徒についての情報共有)
- (5) 学校評価アンケート(11月 生徒・保護者・職員)
- (6) 年間反省アンケート(1月 生徒)
- (7) 人権教育年間反省(2月 職員研修)
- (8) 学校評議員会(ア～オを踏まえた評価)

※上記以外にも、必要に応じて緊急いじめ防止等対策会議や臨時職員会議を開く。また、学年会等において情報交換を密に行う。

第2 いじめの「未然防止」の取組

すべての生徒が安心・安全な学校生活を送り、活躍の場を得て自己肯定感を感じることができるよう学校づくりを進めることを、いじめ「未然防止」の基本とする。

その実現のために、各校務分掌、学年、教科等を中心として全職員で取り組む。その取組は、主に以下のことを念頭に行われるべきである。

ーいじめ防止のための心がけー

- 1 生徒全員が落ち着いた生活を送ることができるようにする。
[挨拶の励行・交通指導・HR整備(掲示物、棚、黒板等)・SHRの充実]
- 2 難しいことも分かりやすく伝え、時には深く考えさせる授業を行う。
- 3 生徒が何らかの目標をもった取り組みができるようなきっかけを与える。
- 4 意欲を育てるために、何らかの形で「自分は誰かの役に立っている」と感じられる体験をさせる。
- 5 他者に配慮することができる生徒を育てる。
[自分は誰かのお世話になっている、他者は尊重すべき存在だと感じさせる体験をさせる。]
- 6 他者との関わりの中で学び合う環境をつくる。
- 7 生徒に関する情報を共有して、担任や部活動顧問だけでなく、自分を気にかけてくれる職員がいて感じさせるような声かけを行う。
- 8 各教科、その教科特性に応じて「命を大切にする心」を育む授業を行う。
- 9 職員間、職員と保護者間のコミュニケーションを密にする。
- 10 生徒を指導したときの自らの言動を振り返る。

(1) 教務部を中心とした取組

ア 公開授業・互観授業週間・授業アンケート

「わかる授業」「すべての生徒が参加できる授業」づくり、さらに「主体的・対話的な深い学び」を目指す。

イ 習熟度による授業編成

個に応じた授業によってそれぞれの力を伸ばし、自己肯定感をもたらす。

(2) 生徒指導部を中心とした取組

ア 登校指導の実施

挨拶を交わすことから1日を始め、明るい学校生活の雰囲気づくりを目指す。

イ 整容検査の実施

身だしなみを整え、落ち着いた学校生活をおくることができるようにする。

ウ 交通安全指導の充実

ルールを守り、他者に配慮した行動をとることができるようにする。

エ 生徒会活動（「いじめを許さない」宣言・全体への呼びかけ等）

オ 情報モラル向上のための取組（講話、啓発チラシの配布など）

カ ボランティア活動

(3) 進路指導部を中心とした取組

ア 進路目標の実現を図る取組

生徒が常に目標に向かって努力することができるように、必要な支援、指導、情報提供を行う目標設定に係る主なイベントは、次のとおりである。

キャリア教育講演会・若駒キャリア塾（職業講話）・一日若駒大学（大学による出前授業）・ようこそ先輩（卒業生講話）

(4) 情報管理部を中心とした取組

ア 情報モラル向上のための取組

啓発チラシの配布等を行い、情報管理上必要な情報を伝える。

(5) 人権教育部を中心とした取組

ア 特設授業における取組

多様な人権問題学習を通して、正しい人権感覚、いじめを許さない心を育てる。

イ 情報モラル向上のための取組

1年生向けの講演会、啓発チラシの配布などを行う。

ウ 「心のきずなを深める月間」等の取組

標語作成等の取組を通して、自らの人権感覚を見つめる。

エ 中学校・保護者からの情報提供

中学校訪問や「気づきシート」（保護者提出）による情報収集によって新入生のスムーズな高校生活のスタートをサポートする。

オ 個別の支援計画等の作成

特別な支援が必要な生徒を組織的にサポートする。

(6) 図書部を中心とした取組

ア 読書の奨励

図書館終礼・朝の読書等を通して多くの作品に触れさせ、心を育てる。各担任も折に触れて読書をすすめる。

イ 各種キャンペーンへの協力

「心のきずなを深める月間」「情報モラル講演会」等と連動した展示等を行う。

(7) 学年部・担任を中心とした取組

ア 面談の実施

学期に1回は面談を行い、生徒理解に努める。

イ 家庭訪問の実施

原則的に、1年次に家庭訪問を行い、2・3年生の心配な生徒に対しても家庭訪問実施に努め、保護者との連携を図る。

ウ 活発な情報交換

学年会を中心に生徒に関する情報共有に努め、少しでもいじめに発展する恐れのある問題に対してはチームとして対応する。

エ 新入生出身中学校訪問の実施（3月 3年部担当）

早期の生徒理解に努め、学校生活開始に際して必要な配慮を行う。

オ SHR等における日常的な語り

生徒に対して日常的に、人権、情報モラル、進路実現、読書等に関して自らの思い（経験談、人生観等）を伝える。

(8) 教科を中心とした取組

ア 基礎学力向上

「分かる」喜びを感じさせ自己肯定感を持たせ、進路実現のための力を育てる。さらに、「主体的・対話的な深い学び」を目指す。

イ 授業研究

上記アの実現のために授業研究に努める。

ウ 命の大切さについて考えさせる

教科特性に応じて、命の大切さを語り、人権感覚の育成を念頭に授業を行う。

※『命を大切にする心』を育む指導プログラムを参照する。

エ 情報モラル教育の推進（情報の授業を中心に）。

スマートフォン等の正しい使い方、SNS使用上の注意等についての指導を行う。

(9) 全職員による取組

ア 生徒の活躍を知らせる取組

本校ホームページ、職員朝会等を活用して広く生徒の活躍を知らせ、生徒の意欲、自己有用感を高める。

イ 部活動等における取組

可能な限り毎日、短い時間でも直接顧問が部の活動状況を確認、人間関係等の把握に努める。

ウ 教職員一人一人の言動が、児童生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、

学校における言語環境の整備に努めるとともに、児童生徒に言葉の大切さを気付かせる指導の充実に努める。

また、アクティブラーニングの視点を重視した授業が推奨される中、授業に関する発言と私語を区別することに注意を払い、不適切な発言等については、これを見逃さないようにする。

第3 いじめの「早期発見」の取組

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。そのために、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒達の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、生徒達に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切である。

1 取組の概要

(1) 生徒指導部を中心とした取組

- ア 生徒指導部会において生徒に関する情報交換を密に行う。
- イ 生徒指導において把握した情報を、必要に応じて各部に伝え、連携を図る。

(2) 人権教育部を中心とした取組

- ア 心のアンケートの実施（7月・11月・2月）※11月は県実施のアンケート
- イ 相談窓口（スクールカウンセラーも含む）の周知
- ウ 新入生に関する保護者アンケート（気づきシート）の実施

(3) 学年部を中心とした取組

- ア 面談の実施
学期に1回は面談を行い、生徒理解の状況、変化を把握する。
- イ 学年会における情報共有・意見交換
チームとして様々な角度から生徒を見つめ、生徒の状況、変化を把握する。

(4) 保健環境部を中心とした取組

- ア 毎日の健康観察
- イ 保健室来室状況の把握
- ウ 学期はじめの健康調査
- エ スクールカウンセラーとの連携
※必要な情報を学年部等に伝え、連携を図る。

(5) 諸会議・研修

- ア いじめ防止等対策委員会
心のアンケート等を受けて、必要な対応について協議する。
- イ 生徒支援委員会（年間4回）
4回のうち2回を、全職員参加の「情報交換会」とし、支援が必要な生徒について全職員が情報を共有する。また、スクールカウンセラーの助言を受けて生徒への対応法を

学ぶ研修の場とする。

(6) 職員間の日常的なコミュニケーション

- ア 授業中や部活動、その他の場面での生徒の様子について、気がかりな点は必ず職員間で共有する。
- イ 特別の配慮や支援を要する生徒について、情報の確認と共有を日頃から行う。

(7) 全職員による取り組み

ア 日々の観察

休み時間、昼休み、放課後の雑談や部活動等の機会に、生徒の様子に目を配る。「生徒がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。また、教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をする。

2 早期発見のための留意事項

(1) 教職員の人権意識を高め、いじめに気づき無くしていく姿勢を持つ

(2) いじめ発見のきっかけ

中学校・高等学校では、教科担任制もあり、担任以外の発見も多いことから、教職員の情報共有の在り方が大切になる。また、アンケートや学級日誌、講演会などの感想文などいじめの発見につながる場合があるので、生徒の記述には注意を払っておく必要がある。

保護者や本人からの訴えなどがあった場合は、いじめが相当深刻で進行していると考えられ、直ちに対応しなければならない。

(3) いじめは大人の見えないところで行われている

- ア 無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。
- イ 遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態がある。

(4) いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている生徒には次のような心理が働く

- ア 親に心配をかけたくない
- イ いじめられる自分はダメな人間だ
- ウ 訴えても大人は信用できない
- エ 訴えたらその仕返しが怖い

(5) ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えない。家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などネットワークツールの使い方に変化があらわれた場合、人間関係に変化をきたした可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼しておく。

(6) 観察の視点 ～集団を見る視点の必要性～

成長の発達段階からみると、生徒は小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。その発達時期をどのように過ごしてきたのかなど担任を中心に情報を収集し学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係の修復にあたる。

◎いじめ防止・早期発見のための主な取組

※〔教科〕欄の授業は「生命」関連授業

期	月	防止の取組	〔教科〕	早期発見の取組	その他
一学期	4	・「気づきシート」の確認 ・ＳＣ来校 ・１年「ｽﾄｽﾏﾌﾞﾈｯﾄ（ＳＣ）」		・健康状況調査（保健環境部） ・匿名通報アプリ（通年） ・ＳＣ来校 ・担任による面談 ・状況報告（学年会）	・相談窓口案内 ・ＳＣ紹介（入学式）
	5	・人権教育通信 ・ＳＣ来校	保健	・状況報告（学年会） ・ＳＣ来校	・職員研修 （今年度計画等）
	6	・心のきずなを深める月間 （全学年で標語作成） ・１年 LHR「いじめ」 ・２年 LHR「いじめ」 「同和問題」 ・３年 LHR「拉致問題」 「進路保障」 ・第１回生徒支援委員会及び生徒情報交換会 ・ＳＣ来校	「妊娠出産」 国英 関連教材 （通年）	・状況報告（学年会） ・ＳＣ来校	・荒玉地区人権同和教育研究集会（全職員）
	7	・ＳＣ来校	生物 「生命の起源」	・心のアンケート（本高版） ・担任による面談・家庭訪問（１年） ・状況報告（学年会） ・ＳＣ来校	・第１回いじめ問題対策委員会
二学期	9	・人権教育通信 ・１年 LHR「ハンセン病」 ・３年 LHR「年間反省」 ・ＳＣ来校	保健	・健康状況調査（保健環境部） ・状況報告（学年会） ・第２回生徒支援委員会 ・ＳＣ来校	・相談窓口案内 ・職員研修（特別支援）
	10	・１年 LHR「スマホ・ネット」 ・２年 LHR「同和問題」 ・性教育講演会 ・ＳＣ来校	「健康・安全」	・状況報告（学年会） ・ＳＣ来校 ・担任による面談	・職員研修（同和教育）
	11	・第３回生徒支援委員会及び生徒情報交換会 ・ＳＣ来校	生物 「受精」	・心のアンケート（県版） ・状況報告（学年会） ・ＳＣ来校	
	12	・ＳＣ来校		・担任による面談 ・状況報告（学年会） ・ＳＣ来校	・第２回いじめ問題対策委員会
三学期	1	・人権教育通信 ・１年 LHR「年間反省」 ・２年 LHR「年間反省」 ・ＳＣ来校	家庭 「出産・育児」 倫理	・健康状況調査（保健環境部） ・担任による面談 ・状況報告（学年会） ・ＳＣ来校	
	2	・第４回生徒支援委員会 ・ＳＣ来校	「生命倫理」 生物基礎	・心のアンケート（本高版） ・状況報告（学年会） ・ＳＣ来校	・第３回いじめ問題対策委員会
	3	・中学校訪問（新入生情報） ・「気づきシート」配付 （合格者説明会）	「生態系」	・状況報告（学年会） ・ＳＣ来校	

	・SC来校		
--	-------	--	--

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめのサイン発見チェックリスト(学級担任等)		
(月 日～ 月 日) 記入者名 ()		
場面	チェック項目	該当子ども名
登校時	1. 登校時間が遅れがちである。	
	2. 表情が暗く、あいさつの声が小さい。	
	3. 服装が汚れたり破れたりしている。	
健康観察	4. 欠席が続いている。	
	5. 腹痛や頭痛が続いている。	
	6. 話しかけても目を合わせようとしない。	
授業中	7. おどおどした様子が見られる。	
	8. 発表を笑われたり、からかわれたりしている。	
	9. 班やグループを作る時に孤立している。	
	10. 提出物や学習用具を続けて忘れる。	
	11. 教科書やノートに落書きが多く見られる。	
休み時間	12. 遊んでいる時にも笑顔が少なく、表情が暗い。	
	13. 呼び捨てやあだ名で呼ばれることが多い。	
	14. 職員室や保健室に出入りすることが多い。	
	15. 人目の付かない場所に行くことが多い。	
給食	16. 給食配膳時に避けられる様子が見られる。	
	17. 給食の食べ残しが多い。	
掃除	18. 周囲の友だちと会話が弾まない。	
	19. 準備や片付け、仕事を押しつけられている。	
部活	20. 休みがちで、参加意欲の低下が見られる。	
	21. 準備や後片付けを押しつけられることが多い。	
下校	22. 下校時刻になっても学校に残ろうとする。	
	23. 一人で帰ることが多い。	
その他	24. 作品掲示物や机に落書きや破損が見られる。	
	25. 上履きなど物がなくなることがある。	
	26. 欠席の日にプリント類を届ける友だちが少ない。	
	27. 日記で嫌だったことなどをよく書いてくる。	
	28. 急激な成績や学習意欲の低下が見られる。	
○これまでの反省と今後の方針		

第4 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を行わねばならない。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

1 いじめ対応の基本的な流れ

いじめ情報のキャッチ

本人や保護者、他の生徒からの報告、アンケートの結果などから。

全ての情報は「情報集約担当職員」へ伝える。



初期対応

いじめられた生徒を徹底して守る。

見守る体制を整備する。(登下校、休み時間、清掃時間、放課後等)



正確な実態把握

当事者双方、周りの生徒から聴き取り、記録する。

学年会を中心として、関係教職員で情報を共有し、正確に把握する。

ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。



指導体制、方針決定

「いじめ防止等対策委員会」の緊急対応会議を開催する。

指導のねらいを明確にする。

すべての教職員の共通理解を図る。

対応する教職員の役割分担を考える。

教育委員会、関係機関との連携を図る。



生徒への指導・支援

いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く。

いじめた生徒に、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

保護者との連携

直接会って、具体的な対策を話す。

協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。



今後の対応

継続的に指導や支援を行う。

スクールカウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。

心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

メンバー：校長、全日制副校長、全日制教頭、主幹教諭、生徒指導主事、人権教育主任、当該学年主任、当該クラス担任、生徒支援教員、(スクールカウンセラー)

2 いじめが起きた場合の各生徒への対応

① いじめられた生徒・保護者に対して

生徒に対して

事実確認を行うとともに、まず今のつらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。また、「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」「解決できる希望があること」を伝える。

保護者に対して

原則的に発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係、学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。

保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。

継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。

家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

② いじめた生徒・保護者に対して

生徒に対して

いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。

心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

保護者に対して

正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。

「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、子どもが行った事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

生徒の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

③ 周りの生徒たちに対して

当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、「いじめの傍観者」から「いじめを抑止する仲裁者」への転換を促す。

「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

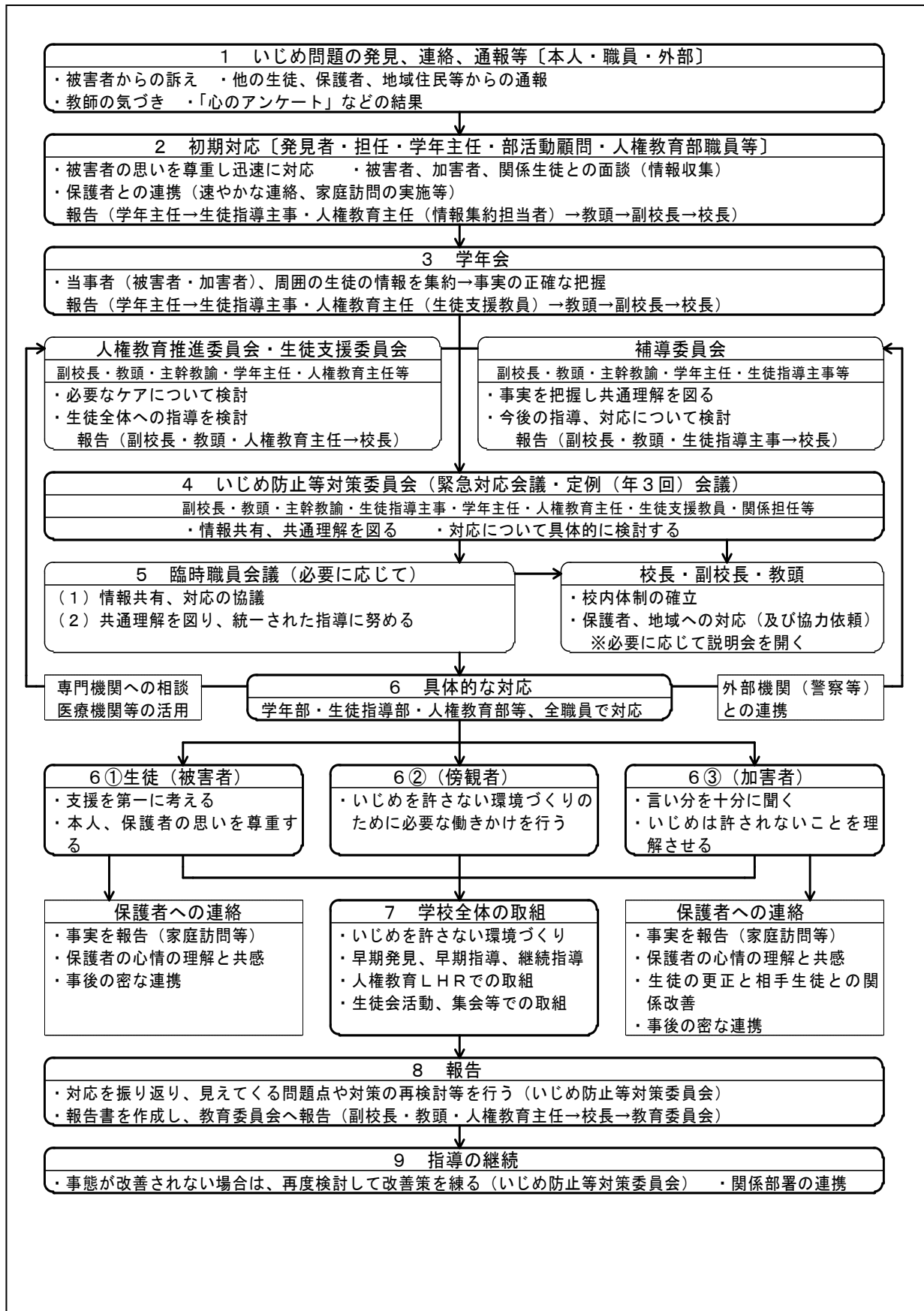
④ 継続した指導

いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。

いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。

いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り

3 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（いじめ問題への対応フローチャート）



4 いじめの解消

いじめは単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件（ア）及び（イ）が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

（ア）いじめに係る行為が止んでいること

- a 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とするが、形式的な対処とならないように留意する。
- b いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「いじめ防止等対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。
- c 行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

（イ）被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- a いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。「いじめ防止等対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状況とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

日頃から重大事態に備えて、県教育委員会が作成した「いじめが背景に疑われる重大事態対応マニュアル」等を参考に、その手続きや留意点（調査票等の様式を含む。）を自校化したマニュアルを整備しておくとともに、役割分担等を明確にした組織体制を整備し、教職員間で共有しておく。さらに、「いじめ防止等対策委員会」については、開催が形式的なものにならないよう、いじめの認知、解消のため有効に機能していることを適宜点検していく必要がある。

第5 いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成する為の「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。本校においては、いじめ問題への組織的な取組をするために、「いじめ防止等対策委員会」を設置し、

そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う必要がある。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開することが大切である。

1 いじめ防止等対策委員会の設置について

いじめ問題対策委員会は、校長、副校長、附属中副校長、全日制教頭、定時制教頭、主幹教諭、教務主任（高校）（附属中）、生徒指導主事（高校）（附属中）、人権教育主任（高校）（附属中）、1学年主任（高校）、2学年主任（高校）、3学年主任（高校）、学年主任代表（附属中）、生徒支援教員、養護教諭、スクールカウンセラーをメンバーとして設置する。ただし、いじめ事案の発生時は、緊急対応会議※を開催し、事案に応じて対応班を編成して対応する。

※緊急対応会議のメンバー

校長、副校長、全日制教頭、主幹教諭、生徒指導主事、人権教育主任、当該学年主任、当該クラス担任、生徒支援教員、（スクールカウンセラー）

いじめ防止等対策委員会は、いじめ対策に特化した役割であり、定例のいじめ問題対策委員会は、年間3回（学期に1回）開催する。いじめ防止等対策委員会での内容や事案に応じた対応のあり方については職員会議において報告し、周知徹底する。

なお、いじめに関する情報は一元的に「情報集約担当職員」が集約するものとする。また、当担当職員は随時、情報を教頭へ連絡する。

また、重大事態が発生した場合は、別途作成されている「いじめが背景に疑われる重大事態への対応マニュアル」に基づいて、「緊急対応特別委員会」を設置し、初動対応を行う。この委員会は基本調査を実施し、学校としての対応を審議・決定するものである。その後、「学校調査委員会」及び「ケア会議委員会」を立ち上げ、更なる詳細調査や生徒、保護者、教職員に対する「心のケア」について十分な対応を行う。

調査の為の組織には必要に応じて専門家等を加える。その際、委員の過半数を第三者である外部の専門家等とする。委員に校長が入る場合、学校調査委員会の委員長は、外部の専門家等が務める。